

もんじゅサイトで実施した  
既往ボーリングコア破砕部の詳細観察

仕 様 書

## 目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 納期	1
4. 作業内容	1
4. 1 既往ボーリングコア破砕部の詳細観察	1
4. 2 ボーリングコア観察要領の作成	1
4. 3 報告書作成	2
4. 4 その他	2
5. 支給品及び貸与品	2
6. 提出図書	2
7. 検収条件	2
8. 適用又は準拠すべき法令等	2
9. 特記事項	3
9. 1 調査工程	3
9. 2 渉外事項	3
9. 3 作業	3
9. 4 疑義	4
9. 5 軽微な変更	4
9. 6 品質保証計画	4
9. 7 グリーン購入法の推進	4
10. 検査員及び監督員	4
11. 添付資料	5
・別表 提出図書リスト	5

## 1. 件名

もんじゅサイトで実施した既往ボーリングコア破砕部の詳細観察

## 2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）新試験研究炉推進室が高速増殖原型炉もんじゅ敷地内（以下、敷地内）において、既往ボーリングコア破砕部の詳細観察を実施する仕様について定めたものである。

本作業は、敷地内で実施した既往ボーリングで出現した破砕部の性状を把握するため、ボーリングコア破砕部の詳細観察や、CT 画像解析、条線観察、薄片観察を行い、総合的に検討を加えて取りまとめるものである。

## 3. 納期

令和7年3月26日

## 4. 作業内容

本仕様書により実施する調査の内容は以下のとおりとする。

- (1) 既往ボーリングコア破砕部の詳細観察
- (2) ボーリングコア観察要領の作成
- (3) 報告書作成

### 4. 1 既往ボーリングコア破砕部の詳細観察

- (1) ボーリングコア破砕部（粘土化帯区分に該当する区間；総区間長 23.5m）について、詳細なコア観察を実施し、スケッチを作成する。
- (2) 上記破砕部について、CT 撮影および観察を実施する。CT の総撮影区間は 60m を想定している。CT 観察とコアの詳細観察の結果を踏まえ、破砕部の最新活動面を決定する。
- (3) 上記破砕部のうち、以下の 8 か所を抽出し条線観察および薄片作製、観察を実施する。条線観察は最新活動面で実施する。薄片は 1 か所あたり 2 枚作製するものとし、いずれも EPMA 用の研磨薄片とする。破砕部の薄片は最新活動面で作製し、条線方向に平行かつ最新活動面に直交する面で作製する。
  - ・ 健岩部：2 か所
  - ・ 小規模な破砕帯（粘土脈）：2 か所
  - ・ 中程度の規模の破砕帯：2 か所
  - ・ 比較的規模の大きい破砕帯：2 か所

### 4. 2 ボーリングコア観察要領の作成

- (1) 上記で実施した詳細なコア観察結果を基に、過年度のボーリング観察結果を踏まえ、「ボーリングコア観察要領」を作成する。
- (2) 「ボーリングコア観察要領」については、令和6年8月30日までに中間報告として原子力機構に提出すること。

#### 4. 3 報告書作成

・調査結果をとりまとめ、報告書1部ならびに電子データを収めたDVD等を作成すること。電子データの書式等については、別途協議の上決定するものとする。なお、報告書のとりまとめに際し、採用する図表の書式等については、原子力機構担当者と協議の上、決定する。

#### 4. 4 その他

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、作業を実施する前日までに原子力機構担当者と作業に関する打ち合わせを実施する。
- (3) 受注者は、本作業において不適合が発生した場合、原子力機構の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について協力すること。
- (4) 受注者は本契約で新たに発生した、または知り得た技術情報の機密を保ち、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 受注者は本契約で新たに発生した、または知り得た技術情報を本契約以外の目的のために使用し、もしくは第三者に使用させないこと。
- (6) 受注者は原子力機構の承認を得た場合を除き、成果を外部に発表、公開、開示しないこと。

#### 5. 支給品及び貸与品

- (1) 支給品  
なし
- (2) 貸与品  
原子力機構が必要と認めた既存資料

#### 6. 提出図書

受注者は、別表「提出図書リスト」に定める図書を、同表に定める提出先に遅滞なく提出すること。

#### 7. 検収条件

本仕様書に記載された作業が終了し、提出図書の完納を確認することによって検収とする。

#### 8. 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく調査の作業条件等を決定するにあたり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは以下のとおりである。以下の適

用法令等の他、受注者が、調査を実施するにあたり、適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は調査前に速やかに原子力機構に対し書面にて確認を得ること。

また必要な許認可は事前の打合せにより、原子力機構が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に実施する。なお原子力機構が行う許認可について、必要な図面等の作成に協力すること。また、受注者が行う許認可について、その写しをその都度原子力機構に提出すること。

- ・ 労働安全衛生法及び同法の関係法令
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令
- ・ 福井県条例
- ・ 敦賀市条例
- ・ 日本産業規格（JIS）
- ・ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術指針（JEAG）
- ・ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程（JEAC）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

## 9. 特記事項

### 9. 1 調査工程

受注者は本調査着手前に業務の総合的な工程表を、また調査中原子力機構が必要と認める都度、個々の詳細工程表を原子力機構に提出しなければならない。先に提出した工程表と比較して、工程に遅れを生じた場合はその理由を説明し、かつ今後の対策を明らかにした工程表を原子力機構に提出しなければならない。

### 9. 2 渉外事項

- (1) 受注者は、原子力機構が行う手続き以外の官公庁等に対する本調査に必要な諸願届等の手続きを、すべて受注者の費用負担、責任において遅滞なく行うものとする。
- (2) 受注者は、原子力機構が行う官公庁等に対する本調査に必要な手続きのうち原子力機構から協力依頼のあるものについては協力しなければならない。
- (3) 受注者は作業・品質管理上必要な試験・検査を行う。また、監督員立会検査等に協力しなければならない。
- (4) 調査にあたっては他の作業等と協調し、円滑な進捗をはかる。

### 9. 3 作業

- (1) 受注者は本仕様に係る作業の一部について下請契約者を使用する場合、下請契約者が下請契約における要求事項を満足しうる能力を有するか否かについて評価して選定すること。また、受注者が下請契約者に対して行う品質管理の方式及び範囲を定めた文書を作成し、発注者の同意を得ること。
- (2) 本調査の実施に起因する第三者の苦情処理、破損及び復旧については、受注者の責任の下、原子力機構との協議を実施し、対応方法を決定するものとする。

#### 9. 4 疑義

本仕様書及び図面等に記載されている事項もしくは記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 9. 5 軽微な変更

本仕様書に明記の無い事項でも、作業上当然必要と認められる軽微なものは原子力機構と協議し、受注者の負担において誠実に作業すること。

#### 9. 6 品質保証計画

- (1) 調査に係る受注者の品質保証について、計画書を速やかに提出すること。
- (2) 必要に応じ同計画書に記載された内容を確認するため、受注者に対する品質保証監査を原子力機構が実施する場合は、これに協力すること。

#### 9. 7 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用する。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 10. 検査員及び監督員

検査員

管財担当課長

監督員

新試験研究炉推進室設計グループ グループリーダー

1 1 . 添付資料

別表 提出図書リスト

図 書 名	提出時期	提出先	部数	備 考
品質保証計画書	着手前	新試験研究炉推進室	1	(注 1)
実施計画書	着手前	〃	1	
全体工程表	着手前	〃	1	(注 2)
着手届	着手前	〃	1	
下請業者届	7 日前	〃	1	(注 3)
打ち合わせ議事録	その都度	〃	1	
設計、設備変更に関する図書	その都度	〃	1	
作業報告書	作業完了後	〃	1	(注 4)
検 収 届	検収時	管財担当課	1	(注 3)
その他原子力機構との協議により必要とされる書類	その都度	新試験研究炉推進室	別途	

(注 1) : 原子力機構から受注した他案件により、同年度に提出している場合は、省略しても良いものとする。

(注 2) : 実施計画書に含めても良いものとする。

(注 3) : 原子力機構より所定の様式を入手し作成するものとする。

(注 4) : 正式提出前に原子力機構担当者に内容説明を行い、事前了解を得るものとする。